



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2022 SEPTEMBER / 257号

★ 知的財産と戦争 ★

ウクライナ戦争が始まってから半年が経過しました。日本は当事者国ではありませんが、当事者国のロシアに対して制裁を科し、そのため同国から「非友好国」の一つと名指されています。日本人がロシアで取得した知的財産は適法に保護されるのでしょうか。

1. 基本原則

知的財産の保護に関しては120年以上前に成立した「パリ条約」が基本原則を定めています。その第2条1項に「同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。」と宣言しています(いわゆる「内外人平等の原則」)。

しかし、例えば第2次大戦当時の日本では連合国の知的財産に十分な保護を与えていませんでした。そのため、戦後措置として、連合国民に対して特別の優先権を与える等の補償措置を講じました。基本特許(例えば、ランスバーグ社の静電塗装技術、バイエル社の洗剤に蛍光塗料を配合する技術、等)の長期化により、戦後の日本産業界に深刻な影響を与えたといわれています。

2. ロシアの事情

さて、ロシアに話を戻すと、日本でも報道されましたが、今年3月6日に公布された法令第299号に驚いた人も多かったのではないのでしょうか。「政府が強制実施許諾した場合に、実施権者が特許権者に支払うべき対価について、非友好国の特許権者に対しては支払わなくてもよい。」という内容です。

しかし、この法令第299号は、①ほとんど適用されることのない強制実施権(*)に関するものであり、一般の許諾実施権に関するものではないこと、②特許権、意匠権を対象としており、商標権、著作権は対象となっていないことにご注意ください。

(*注)「強制実施権」とは、一定の要件が満たされた場合に、特許権者等の同意を得ることなく、あるいはその意に反して、第三者が実施する権利をいいます。日本特許法第93条参照。

また、ロシアで今年3月に下されたPeppa Pig第一審判決というものがあります。Peppa Pigは英国企業によりロシアで商標登録されたキャラクターの名前です。その商標権者が模倣品を販売したロシア人を訴えたところ、キーロフ仲裁裁判所は「非友好国」の企業による賠償請求は権利の濫用であるとして却下しました。しかし、この第一審判決は控訴審判決で取り消されています。類似の訴訟でもすべて「非友好国」の権利者側が勝利しているそうです。

さらに、ウクライナ戦争が始まって以来、ロシアから撤退した「非友好国」の企業の登録商標と同一・類似の商標を出願するケースが目立ったそうですが、審査において、それらの出願はことごとく拒絶されているということです。

3. 今後の展望

以上のように見てくると、今のところ、ロシアでは「非友好国」の権利者がひどく不当な扱いを受けているのではない、ということが出来ます。しかし、今後どうなるのかまったく予想がつかません。ロシアではウクライナ侵攻を「戦争」と呼ばず「特別軍事作戦」と呼んでいます。もし正式に「宣戦布告」したり、核兵器を使用したりするような事態になれば、当然事情は変わってくるでしょう。